

**第五期秩父市障がい者福祉計画
秩父市障がい福祉計画
秩父市障がい児福祉計画**

**令和元年度
実績報告書（第4章）**

秩父市障がい者福祉課

基本目標1 早期療育と学校教育の充実をめざして
基本施策1 障がいの早期発見と支援

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(令和元年度見込み)	今後の方針 ※ () 内は担当課
1	健康診査及び事後指導等の充実	障がいの早期発見・早期療育を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査及び事後指導、相談支援体制の充実を図ります。	①乳幼児健康診査及び事後指導の充実 ②妊産婦及び新生児、乳幼児を対象とした母子の訪問事業及び健康教育や相談体制の充実 ③親子教室、療育相談等の支援体制の充実	①(H30年度実績) 下記の乳幼児健康診査を、秩父保健センターで月1回実施。 4か月児健康診査：受診児数359人、受診率97%、要経過観察児数71人、事後指導児数66人 10か月児健康診査：受診児数368人、受診率96.6%、要経過観察児数126人、事後指導児数91人 1歳6か月児健康診査：受診児数376人、受診率96.7%、要経過観察児数137人、事後指導児数123人 2歳児歯科健康診査：受診児数387人、受診率93.3% 3歳児健康診査：受診児数421人、受診率91.9%、要経過観察児数119人、事後指導児数72人 健診後、事後指導が必要となった児には地区担当保健師が個別にフォロー（訪問、面接、電話、巡回相談等でフォロー。各種相談・教室等の紹介、利用の勧め、医療機関・療育機関の紹介、受診勧奨、所属する保育園・幼稚園との連携等）している。 ②(H30年度実績) 妊産婦・新生児訪問指導：妊婦訪問（延5件）産婦訪問（延390件） 新生児訪問（延369件） 母子訪問指導：未熟児（延51件）乳児（延126件）幼児（延184件） 小学生～20歳未満の子供（延27件） 健康教育として、妊娠期から子育て期にわたり各種教室を年63回実施。 参加者延人数1,638人 育児相談：秩父保健センターで月1回実施。 吉田・荒川保健センターで年6回実施。 乳児（延480件）、幼児（延302件）に対応。 ③(H30年度実績) あそびの教室：秩父保健センターで月1回実施。参加者延人数543人 すくすく教室：秩父保健センターで年20回実施。 参加者延人数372人 のびのび教室：秩父保健センターで年6回実施。参加者延人数107人 専門職による個別相談「すこやか相談」で、ことばの相談を年17回、運動発達相談を年9回、子育て相談を年7回、心理相談を年4回実施。	①②③（保健センター）引き続き、妊産婦や乳幼児に対する健康診査及び事後指導、訪問事業、相談支援体制の充実を図っていく。
2	保護者に対する支援	障がいのある子どもを持つ保護者に対して、障がいに対する受容を進める上での情報提供や悩みを相談できる支援体制の整備を進めます。	①障がいのある子どもを持つ保護者に対する相談支援体制の整備 ②関係団体による、同年代の子どもを持つ親等の障がいに対する啓発や子どもの交流の機会の提供	①(H30年度実績) 専門職による個別相談「すこやか相談」を実施。 ことばの相談：年17回実施。相談件数延131件 運動発達相談：年9回実施。相談件数延62件 子育て相談：年7回実施。相談件数延40件 心理相談：年4回実施。相談件数延8件 保健師による個別フォロー（訪問、面接、電話等による相談。必要時、医療機関への受診同行。関係者間のケース会議開催等）を実施している。 ②星の子教室の施設開放を行い、交流の機会を提供している。	①（保健センター）引き続き、相談支援体制の整備を進めていく。 ②（障がい者福祉課）星の子教室の事業移譲に伴い、施設開放は終了する。
3	精神疾患の早期発見と支援	思春期から20代半ばが好発時期といわれる精神疾患の早期発見に努めます。また、高次機能がいの人の早期発見・早期対応に努め、障がいの診断、手帳の取得へつなげていきます。	①相談窓口の周知 ②幼稚園、保育所、民生・児童委員等への啓発活動の推進	①窓口での相談時に、市役所の福祉部門以外にも、その他必要に応じて、保健センターや生活支援センターアクセス、秩父保健所などの相談支援機関を紹介している。 ②秩父地域における特別支援教育の理解啓発用チラシを自立支援協議会で作成し1市4町で配布した。	①（障がい者福祉課）引き続き、相談窓口の周知を進めていく。 ②（障がい者福祉課）引き続き啓発活動の推進を図っていく。

基本目標1 早期療育と学校教育の充実をめざして
 基本施策2 療育に関する支援体制の充実

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(令和元年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	相談事業の充実	子どもの健全な発達を進めるための療育や支援の方法を充実させ、保健、保育、教育等の他分野との連携を図り、地域での一貫した療育の体制を整備します。	①秩父市療育相談事業「すこやか相談」の充実及び利用促進 ②保育所等への巡回支援、育児や発達の相談など「秩父障がい者総合支援センターフレンドリー」の機能の充実及び利用促進 ③小学校入学予定の児童を対象とした定期就学相談の充実(7月～11月、毎月第3金曜日実施)	①すこやか相談の実績については、基本目標1-基本施策1-項2①事業実績を参照。 年度途中で相談利用希望者が増加した場合は、相談回数を増やして対応している。 健診・巡回相談等において、必要と思われる児・保護者へ相談を紹介・利用を勧めている。個別フォローの中でも、必要時相談利用を勧めている。 ②保育所・幼稚園等巡回支援事業(市事業)として、22か所の保育所・幼稚園等の巡回を12月末までに29回実施。(年間44回予定)。 ③小学校入学予定の児童を対象とした就学相談の実施。 回数は年80回程度で随時受付(不定期)。電話相談や来庁しての相談、さらには施設に向いての相談などを実施。その際、保育所・幼稚園、保健センターの保健師等とも連携して実施。	①(保健センター) 引き続き、専門職による相談事業の充実、利用促進を図っていく。 ②(障がい者福祉課) 引き続き、関係機関と連携しながら巡回支援事業の充実を図っていく。 ③(学校教育課) 就学相談については、相談者の実情に合わせ、随時受付(不定期)する。関係機関との連携を密に取りながら、電話相談や来庁相談、施設への訪問による相談を実施する。
2	子どものリハビリテーション及び医療の充実	子どもを専門とするリハビリテーションや外来の整備を進めるとともに、職員体制の整備や近隣の医療機関との連携により、障がい児に対する地域医療の充実に努めます。	①秩父市立病院による障がい児リハビリテーション機能の充実 ②秩父市立病院の小児科専門外来(内分泌・心臓・神経内科・発達障がい)の充実	①小児・発達期の包括的アプローチによるリハビリテーションの一貫として主に運動発達の遅れに対し評価・相談を行っている。今年度は1名の子どもの相談があった。 ②小児科専門外来として、内分泌：月2回(医師2名)、心臓：月3回(医師2名)、神経内科：月1回(医師1名)、アレルギー：月1回(医師1名)、子どもの心：週1回(医師1名、臨床心理士1名)を実施した。その他常勤医師による成長・発達、夜尿に関する診療を実施した。	①(市立病院) 引き続き関係機関と連携し、事業を実施していく。 ②(市立病院) 引き続き事業を実施していく。

基本目標1 早期療育と学校教育の充実をめざして
 基本施策3 療育の場の充実

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(令和元年度見込み)	今後の方針 ※ () 内は担当課
1	療育指導の充実	障がいや発達につまずきのある児童やその保護者に対する発達支援、子育て支援、療育指導等を実施します。	①児童発達支援の充実 ②療育の場を活用したセラピストの育成事業の実施 ③「放課後等デイサービス」の促進 ④保健センター、保育所、幼稚園等の関係機関との連携 ⑤「保育所等訪問支援」を利用できる体制の構築	①星の子教室 指定児童発達支援事業所として埼玉県指定を受け、秩父地域（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）に在住している、発達の遅れや障がいのある未就学児が保護者と共に通園し、臨床発達心理士や言語聴覚士等の専門職の指導・助言を受け、子どもと保護者への療育支援を実施している。 ②事業実績なし ③現在、市内に3か所の放課後等デイサービス事業所があり、保護者から利用希望の相談があった場合、計画相談事業所とも連携し、申請受付から利用までの手続きを行っている。しかし、3事業所の利用定員は一杯となっており、利用待機者も出ている状況である。秩父市として、直接、事業所開設および運営することは難しい状況であるため、民間事業者においてサービスの提供を拡充していただける場合、積極的に支援していく。 ④巡回相談へ毎回同行し、保育所、幼稚園等と情報共有、支援方法を検討。連携しながら支援している。個別フォローの中で、保健師がそれぞれ保育所、幼稚園等と連絡を取り、園の様子を見学、ケース会議等を実施。支援のための連携強化に努めている。 (H30年度実績) 32日間、23か所の保育所、幼稚園等で巡回相談を実施。 ⑤事業実績なし	①(障がい者福祉課) 令和2年度中に事業団へ事業が移譲される予定。 移譲後は申請受付から利用までの手続きを迅速に行い、児童発達支援事業所および関係機関とも連携し支援していく。 ②(障がい者福祉課) 現時点で具体化案なし。必要に応じ検討する。 ③(障がい者福祉課) 引き続き、申請受付から利用までの手続きを迅速に行い、放課後等デイサービス事業所および計画相談事業所とも連携し空き状況を確認しながら支援していく。 ④(保健センター) 引き続き、保育所、幼稚園等の関係機関と連携を図っていく。 ⑤(障がい者福祉課) 必要に応じ、検討していく。
2	インクルーシブ保育の推進	障がいや発達につまずきのある子どもが、保育所などの場を通じて地域の子どもと一緒に遊んだり、さまざまな交流を図ります。	①保育所、幼稚園、学童保育室などの各種保育施設での障がい児受け入れ及び関係機関との連携の充実	①保健師や星の子教室と連携を取り、保育所・幼稚園等での障がい児受け入れを行っている。	①(こども課) 引き続き、関係機関と連携を取り、事業を実施していく。

基本目標1 早期療育と学校教育の充実をめざして
基本施策4 学校教育の充実

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(令和元年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	義務教育等の充実	就学前から学校卒業までを長期的な視点でとらえ、障がいのある児童生徒一人ひとりの状態に応じた教育支援を行い、障がいのある児童生徒の社会参加と自立を促進する教育体制を充実させます。	①福祉・保健・医療・教育等の関係機関が連携した個別の教育支援計画の作成及び実施 ②学校における教育課程・指導計画・個別の教育支援計画を踏まえた「個別の指導計画」の作成及び実施 ③特別支援教育補助員の役割の明確化及び増員 ④特別支援学校及び特別支援学級と通常学級との交流の拡大 ⑤特別支援学校と小・中学校や関係機関との総合的な連携の強化	①各学校では、埼玉県が提示している個別の教育支援計画（教育支援プランA）を活用し、特別な支援を要する児童生徒について、作成している。 ②各学校では、埼玉県が提示している個別の指導計画（教育支援プランB）を活用し、特別な支援を要する児童生徒について、作成している。 ③特別支援学級補助員という形で、現在17名（小学校15名、中学校2名）配置している。配置基準は原則として、知的障害特別支援学級は5名以上在籍していること、自閉症・情緒障害特別支援学級は4名以上在籍していること、1名補助員を配置することになっている。特別支援学級担任の補助として、一人一人に支援を行っている。 ④埼玉県が奨励している「支援籍学習」を積極的に進めている。秩父特別支援学校から、通常学級に19名の児童が交流を行っている。特別支援学級のある学校については、特別支援学級と通常学級で、常に交流を行っている。 ⑤地域教育専門家チームを、秩父特別支援学校を中心に編成し小中学校の支援を行っている。秩父特別支援学校のセンター的機能を活用し、教育相談の充実、小中学校の教育活動の支援、地域各諸機関との連携を図っている。	①（学校教育課）各学校にて、埼玉県提示の個別の教育支援計画（教育支援プランA）をもとに、特別な支援を要する児童生徒について作成し、各関係機関との連携に活用していく。 ②（学校教育課）各学校にて、埼玉県提示の個別の指導計画（教育支援プランB）をもとに、特別な支援を要する児童生徒について作成し、各学校での指導に活用していく。 ③（学校教育課）特別支援学級補助員として今後も配置していく。配置基準は、自閉症・情緒障害特別支援学級は4名以上、それ以外の特別支援学級は5名以上の在籍につき、1名補助員を配置する。また、それ以下であっても、支援が必要な場合は配置していく。 ④（学校教育課）埼玉県推奨の「支援籍学習」を継続して推進し、積極的に交流していく。 ⑤（学校教育課）秩父特別支援学校のセンター的機能を活用し、教育相談の充実、小中学校の教育活動の支援、地域各諸機関との連携を図っていく。
2	特別支援教育の推進	指導内容の充実や教職員の資質向上等を通じて、特別支援教育の充実に努めます。	①特別支援教育コーディネーターを中心とした、保護者、教員、医療関係者、臨床心理士等の関係者との連携による個別の教育支援計画の作成及び実施 ②特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会組織の機能充実 ③教職員の資質向上のための研究・研修の推進	①すべての学校に特別支援教育コーディネーターがおり、保護者、学校、関係諸機関等と連携を行っている。 ②特別支援コーディネーターが中心となり、特別支援教育に関する委員会を年1回以上は実施している。 ③特別支援教育コーディネーターが中心となり、特別支援教育に関する校内研修を毎年1回以上は実施している。	①（学校教育課）すべての学校に特別支援教育コーディネーターがおり、保護者、学校、関係諸機関等と連携を行う。 ②（学校教育課）特別支援コーディネーターが中心となり、特別支援教育に関する委員会を年1回以上実施する。 ③（学校教育課）特別支援教育コーディネーターが中心となり、特別支援教育に関する校内研修を毎年1回以上実施する。
3	教育相談の充実	保護者や障がいのある児童生徒の教育に関する不安や悩みに対応できるよう、教育相談室における相談支援の一層の充実を図ります。	①教育相談室（教育研究所内）への相談員配置	①教育相談室へ教育相談員4名を配置している。また臨床心理士・スクールソーシャルワーカーを1名ずつ配置しており、関係各所とも連携を図りながら、様々な教育に関する不安や悩みの相談に対応したり、必要に応じて、発達検査を実施したりしている。 ★平成30年度：相談件数85件、延べ相談回数1,573回	①（学校教育課）教育相談員室に教育相談員・臨床心理士・スクールソーシャルワーカーを配置し、関係各所とも連携を図りながら、様々な教育に関する不安や悩みの相談に対応したり、必要に応じて、発達検査を実施したりする。メールによる教育相談にも対応する。

基本目標2 地域生活の充実をめざして
基本施策1 誰もが利用しやすいサービス・相談の充実

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(令和元年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	情報提供の充実と相談窓口の充実	障がいのある人が身近な場所で必要なサービスを総合的に利用できるよう、支援施策の広報に努めます。また相談支援事業等の相談機能を充実させます。	①情報提供の充実 ②相談支援事業の充実 ③身体障がい者相談員・知的障がい者相談員への支援 ④相談支援事業所と市障がい者福祉課、保健センター、地域包括支援センターの連携による相談事業と訪問指導の充実	①窓口をはじめ、障がい者福祉の手引きやホームページ、広報等により、支援施策の情報提供を行っている。 ②相談支援の機能を充実させるために、毎月秩父地域自立支援協議会相談支援連絡会議を実施している。 ③身体障害者相談員7名、知的障害者相談員5名に対し、3か月ごとに活動報告書の提出による、活動の推進を図っている。また、障がい者相談員に対して、埼玉県主催の研修会の案内、取りまとめ等をしている。 ④地域包括支援センター・保健センターでは、ケースに応じて、必要時、市障がい者福祉課等他課と情報共有を図り、相談支援事業所との連携をし、相談や訪問の実施に努めている。	①(障がい者福祉課)引き続き、幅広い媒体での情報提供に努める。 ②(障がい者福祉課)引き続き、相談支援連絡会議を実施します。 ③(障がい者福祉課)引き続き、障がい者相談員の活動を推進します。 ④(保健センター・地域包括支援センター)引き続き、早期対応に努め、相談内容に応じて関係機関と連携を図っていく。
2	障害福祉サービスに関する情報の収集・提供の充実	障がいや障がいのある人に関する意見を幅広く聴き、今後の障がい者福祉施策の向上に反映させます。また、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、障がいのある人をはじめ高齢者・妊婦・子育て中の人等、配慮の必要な市民のためのサービスの案内を充実させます。	①福祉サービスに関する情報の提供と利用の援助 ②障がい者団体の活動の支援を通じた当事者ニーズの収集と及び施策への反映 ③「何でも投書箱」等の広聴制度の活用 ④市ホームページに掲載した「バリアフリーマップ」の内容充実	①窓口や電話での問い合わせ・相談に対し、必要な福祉サービスの案内を行っている。また、手帳取得者や希望者に、障がい福祉サービスに関する情報を掲載した「障がい福祉の手引き」を配布している。市のホームページでも、障がい福祉サービスに関する情報を適宜更新し掲載している。 ②毎年障がい者団体から要望書をいただいている。事業の妥当性や財政面から、全ての要望を施策へ反映することは難しいが、内容を検討し対応可能なものについては、迅速に対応している。 ③障がい福祉に関する問い合わせや相談は、何でも投書箱やメール等でも随時受け付けており、対応可能な内容については、迅速に対応している。 ④バリアフリーマップを更新し、市内の施設・設備のバリアフリーに関する情報をホームページの掲載データに反映させている。	①(障がい者福祉課)引き続き、適切で迅速な情報提供に努める。また、必要としている人が必要なサービスをスムーズに受けられるよう利用案内・支援を行っていく。 ②(障がい者福祉課)引き続き、当事者ニーズの収集に努め、対応可能なものについては迅速に対応していく。 ③(障がい者福祉課)障がい福祉に関する問い合わせや相談は、何でも投書箱やメール等でも随時受け付けており、対応可能な内容については、迅速に対応している。 ④(障がい者福祉課)引き続き、情報を更新し、ホームページの掲載データに反映させていく。

(続)

基本目標2 地域生活の充実をめざして
基本施策1 誰もが利用しやすいサービス・相談の充実

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(令和元年度見込み)	今後の方針 ※ () 内は担当課
3	関係機関との連携と活動支援	障がいに関する相談の内容は多様化し一層の専門性が問われていることから。地域の障がい者福祉に関する中核的な役割を果たす場として、「秩父地域自立支援協議会」を引き続き運営し、定期的な協議を行います。また、専門家及び障がいのある人に関わる地域の機関との連携を図り、重層的に障がい者への支援を展開します。	①「秩父地域自立支援協議会」の運営(1市4町の定住自立圏により実施) ②サービス事業所の情報交換の場の提供 ③「成年後見制度」の利用促進 ④社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」への支援 ⑤民生委員・児童委員との連携による相談支援活動の充実	①地域自立支援協議会は1市4町が合同で設置しており、運営を継続的に行い、定期的に協議を行っている。 ②地域自立支援協議会の相談支援連絡会議に特定相談支援事業所も出席してもらい、情報交換や意見交換の場を提供した。 ③個別支援会議等で成年後見制度の利用が必要とされた方には、専門職や関係機関との連携、調整を行う。成年後見人助成事業により、後見人報酬を助成することにより、利用の促進を図る。 ④個別支援会議等において、あんしんサポートねっとの利用が必要であると話し合いがされたケースについては、社会福祉協議会へ依頼できるよう支援している。 ⑤民生委員・児童委員による相談・支援件数は、市全体で平成30年度3,180件、うち障がい者に係る件数は185件。個人情報との関係で、障害者手帳を取得していることの情報提供がないため、民生委員が障がい者であるとの把握をすることが難しくなっており、十分な支援が行うことができない可能性が高いと思われる。(本人からの申告がない限り、民生委員自身が本人に障がい者であるかの確認をすることは難しい状況にある)	①(障がい者福祉課) 相談支援業務の中核となる基幹相談支援センターを設置し、自立支援協議会の運営を委託する。 ②(障がい者福祉課) 引き続き、相談支援連絡会議を利用して特定相談支援事業所と情報交換等を行う。 ③(障がい者福祉課) 引き続き、成年後見制度の利用の促進を図る。 ④(障がい者福祉課) 引き続き、あんしんサポートねっとの利用を支援していく。 ⑤(社会福祉課) 引き続き、活動していく。
4	ユニバーサルデザインに基づいた生活環境の整備	「秩父市ユニバーサルデザイン推進行動方針」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。	①「こころのユニバーサルデザイン」の推進 ②「まちづくりのユニバーサルデザイン」の推進 ③「行政サービスのユニバーサルデザイン」の推進 ④道路や公共施設等のバリアフリー化	①②③ユニバーサルデザインについて学び、理解を深めるため、初級検定及び中級検定の受験を予定していたが、今年度も試験を実施するかどうか未定となっている。 ④(建築住宅課) 秩父第一小学校校舎大規模改修工事を実施し、新たに多目的トイレを設置しトイレ入口床の段差を解消したバリアフリー化を行った。また、トイレ内に手摺り設置等のユニバーサルデザインに配慮した改修を行った。 尾田時中学校校舎大規模改修工事を実施し、多目的トイレの新設を行った。 大滝特産品販売センター改修工事を実施し、敷地内通路のスロープを緩勾配とし車椅子利用による改善を図った。 ④(道づくり課) 歩道の新設や拡幅を実施 幹線58号線歩道拡幅 195m 原谷69号線歩道新設 103m 荒川幹線4号線歩道新設 20m	①②③(地域政策課) 2年間検定が行われない場合には、検定以外の方法により理解を深める検討をする。 ④(建築住宅課) バリアフリー新法及び埼玉県福祉のまちづくり条例等に基づき建築物のバリアフリー化を進め誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進していく。 ④(道づくり課) 歩道の新設や拡幅を実施 幹線3号線歩道新設 110m 幹線51号線歩道拡幅 620m お花畑通線歩道拡幅 160m 荒川幹線4号線歩道新設 52m
5	災害時の支援体制の充実	災害時等に自らの身を守ることが困難である避難行動要支援者を適切に避難させる体制づくりを推進します。	①避難行動要支援者制度の周知 ②避難行動要支援者への避難支援 ③防災訓練に参加可能な方の参加の促進	①コミュニティ懇話会時に町会長へ、民生委員会時に民生委員へ制度の説明を行っている。また、市報・市のホームページを通じても周知している。 ②(社会福祉課) 秩父市避難行動要支援者名簿に掲載された対象者(1,581名)、自らの情報提供の有無を確認する同意書を送付した。同意が得られた対象者(698人)の名簿情報等を関係機関へ情報提供を行い、避難支援体制の整備及び災害時の安否確認等を依頼した(令和元年9月~10月)。 (危機管理課) 引き続き、避難行動要支援者及び聴覚障がい者に対して申請により戸別受信機の貸与を行った。聴覚障がい者に対しては文字表示タイプの戸別受信機を貸与することにより、情報が伝わるよう支援を行った。 ③福祉避難所開設訓練は行わず、各町会主催の防災訓練及び通所施設での避難訓練へ自主参加。	①(社会福祉課) 引き続き、周知徹底していく。 ②(社会福祉課) 引き続き、関係機関と連絡調整しながら連携し、事業を実施していく。 ②(危機管理課) 避難行動要支援者への戸別受信機の貸与を継続的に実施する。 ③(障がい者福祉課) 福祉避難所の開設訓練について、定期的実施するよう関係機関と調整を行う。

基本目標2 地域生活の充実をめざして
基本施策2 障がい福祉サービスの充実

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(令和元年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	障がい福祉サービスの充実	障がいのある人の自己決定により、必要な障がい福祉サービスの選択ができるよう、サービス内容の充実と必要な情報提供に努めます。また、障がい福祉サービス事業所が安定した運営のもとでサービス提供ができるよう、サービスに携わる人材の育成への協力や制度面で、事業所の運営を支援します。	①訪問系サービスの充実と場の確保 ②日中活動系サービスの充実と活動の場の確保 ③肢体不自由児(者)の日中活動の場の確保 ④「計画相談支援」・「障害児相談支援」の拡大と充実 ⑤居住系サービスの充実と居住の場の確保 ⑥施設入所者・社会的入院者の地域生活への移行の促進	①～⑥第三期秩父市障がい者福祉計画から同内容にて継続している。障害福祉サービスの内容及び見込量は、第5章の実績数値を参照。	①～⑥(障がい者福祉課) 例年通りに予算確保に努め、停滞のない事業展開を継続する。
2	重度心身障がい児(者)の支援の推進	①医療行為の必要な重度心身障がい児(者)(医療的ケア児等)に、レスパイト入院、短期入所(ショートステイ)、日中活動の場の確保に向けて、関係機関と連携して推進します	①医療的ケアを必要とする子どもへの支援体制の構築	①秩父地域自立支援協議会において、レスパイト入院の受付手続きや利用方法については体制整備ができたが、感染症が流行する冬季は受け入れが困難であるなど、利用希望者が利用したいときに利用できない場合もあり課題となっている。短期入所や日中活動の場の確保については、計画相談事業所や各サービス事業所と連携し、利用促進に向けて引き続き体制強化に取り組んでいる。	①(障がい者福祉課) レスパイト入院の体制強化や受け入れ医療機関の拡充に努める。短期入所や日中活動の場の確保については、引き続き、各事業所と連携し体制強化に努める。

基本目標2 地域生活の充実をめざして
基本施策3 日常生活に関するサービスの充実

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(令和元年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	地域生活支援事業の充実	①「障害者総合支援法」に基づき、障がい者・障がい児の日常生活または社会生活を支えるため地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態によるサービスを提供する「地域生活支援事業」について、障がい者等のニーズに応じた事業を展開し、地域での日常生活の質の向上を図るとともに、事業内容の充実に努めます。		①前期計画を継続するとともに、一部の日常生活用具について対象者の見直し(要件緩和)を実施した。障害福祉サービスの内容及び見込み量は、第5章の実績数値を参照。	①(障がい者福祉課) ニーズの高い日常生活用具について、県内自治体の状況を調査し追加を検討する。
2	移動しやすい環境の整備	移動しやすい環境の整備		①生活サポート事業 在宅の心身障害児(者)の地域生活を支援し、障がい者の福祉の向上及び介護者の負担軽減を図るため、秩父市に登録しているNPO法人や社会福祉法人により車を使っての移送や買い物への付き添い、宿泊等の支援を実施している。 ★利用登録者数：447名(令和2年1月末現在) ★利用件数：10,998件(令和2年1月末現在) 生活サポート事業で車を使って移送を行う場合、福祉有償運送において秩父地区市町共同運営協議会での協議・承認と埼玉県交通政策課での許可が必要になる。	①(障がい者福祉課) 例年通り予算確保に努め、引き続き事業を行っていく。

基本目標2 地域生活の充実をめざして
基本施策4 権利擁護施策の推進

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(令和元年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	障がい者差別解消支援の推進	障がいを理由とする差別に関する相談について、障がい者福祉課に設置した相談窓口にて随時対応していきます。また、秩父地域自立支援協議会の中に設置した「障害者差別解消支援地域協議会」において差別解消の効果的な推進に努めます。	①住民・事業者・行政向けの講演会の開催 ②「秩父市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の施行 ③「障がいのある方への配慮マニュアル」に基づく市職員による適切な対応の実施 ④「障害者差別解消支援地域協議会」での討議・検討、対応協議等	①平成28年4月に施行した「障害者差別解消法」について、住民や事業者、職員に法の周知と理解を深めるため、令和元年11月に「障害者差別解消法 住民・事業者・行政合同講演会」を秩父地域1市4町の共催により開催した。障害者差別解消法啓発事業については、平成29年度から「ちちぶ定住自立圏」の事業として実施している。 ②③平成28年4月1日より同要領を施行。①の講演会には市職員も参加し、法の正しい内容と障がいのある方への適切な対応について理解を深めた。 ④令和元年7月25日(木)第1回代表者会議開催 令和2年3月18日(水)第2回代表者会議開催	①(障がい者福祉課)引き続き、「障害者差別解消法 住民・事業者・行政合同講演会」を開催し、障害者差別の解消に努める。 ②③(障がい者福祉課)引き続き、職員に対しても講演会や研修会への参加を呼びかけていく。 ④(障がい者福祉課)引き続き、障害者差別解消支援地域協議会で協議を行っていく。
2	障がい者虐待の防止等	障がいのある人への虐待の防止のためのネットワークや相談体制の構築・充実に努め、虐待の防止、早期発見・早期対応を推進します。	①「障害者虐待防止センター」の充実 ②「障害者虐待防止センター」の周知・利用促進や虐待に関する通報義務の周知	①②障がい者福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、通報等を受け付けている。通報後は対応方針の協議、事実確認、訪問調査、援助方針の決定、支援を行っている。	①②(障がい者福祉課)引き続き、虐待の防止、早期発見早期対応を推進していく。

基本目標2 地域生活の充実をめざして
基本施策5 健康づくりの推進

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(令和元年度見込み)	今後の方針 ※ ()内は担当課
1	健康づくり事業の充実	障がいのある人の健康維持のため、健診等による疾病の早期発見と生活習慣の改善を推進します。また、医療から社会復帰まで連続したケアを行っていく体制の整備に取り組み、精神障がい者の自立と社会復帰を支援します。	①各種健(検)診の利用促進、保健指導の充実 ②歯周疾患検診や歯と口の健康づくりの促進 ③ソーシャルクラブ「まごころの会」の充実と利用促進 ④精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築の検討	①希望があれば対応できるようにしている。(受診可能だが利用については把握していない) ②歯周病検診 対象：40歳以上 検診内容：歯科医師による歯周病とむし歯、かみ合わせなどの検診および歯科相談(受診可能だが利用については把握していない) ③まごころの会 月1回実施 対人関係構築や改善のための社会生活技術向上の訓練 生活の質の向上や健康増進を図るための調理 余暇の充実や趣味の拡大などを考えた創作活動 生活の彩りやゆとりの形成のためにレクリエーションや季節の行事等 関係者にチラシを配布する等により周知し、対象者の利用につなげる。 ★参加人数：実人数8人、延べ人数45人(令和2年2月4日現在) ④秩父地域自立支援協議会相談支援連絡会議で協議を行う。	①(保健センター)まごころの会等を通じて、各種健(検)診の利用を勧めていく。 ②(保健センター)まごころの会等を通じて、歯周病検診の利用を勧めていく。 ③(保健センター)個人の目標に合わせた様々な活動を主体的に経験するよう支援する。 ④(障がい者福祉課)ちちぶ地域自立支援協議会相談支援連絡会議で協議を行っていく。
2	医療費助成制度等の実施	医療が必要な障がいのある人等に対して、経済的な負担の軽減を目的とした医療費の助成を実施します。	①重度心身障害者医療費(身体・知的・精神)の助成 ②自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)給付の実施	①医療保険を使って医療機関で診療、薬剤の支給等を受けた際の医療費の一部を助成している。 対象は、・身体障害者手帳1～3級の方、・療育手帳OA、A、Bの方、・精神障害者保健福祉手帳1級の方、・埼玉県後期高齢者医療広域連合などの障害認定を受けた方(ただし新規手帳取得者は65歳未満。所得制限による支給停止あり) ②自立支援医療においては、制度変更等は無く次年度も継続していく予定。 ★精神通院件数 675件(令和元年12月末現在) ★更生医療券数 51件(令和元年12月末現在)	①(障がい者福祉課)引き続き、制度の周知や適正な支給に努める。 ②(障がい者福祉課)引き続き、制度の周知や適正な支給に努める。

基本目標3 社会参加の促進をめざして
基本施策1 就労支援の促進

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(令和元年度見込み)	今後の方針 ※ () 内は担当課
1	就労支援窓口の充実	障がいのある人の自立と社会参加を図るため、就労支援事業の相談機能を充実させます。	①障がいのある人の就労状況の把握と相談 ②就職準備支援・職場開拓・職場定着支援の推進 ③関係機関との連携	①障がい者就労支援センターの運営について、障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障がい者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労と生活の支援を総合的に行い、障がい者の職業的及び社会的自立と社会参加を促進するため、秩父地域内での障がい者の就労支援業務に精通し経験もある社会福祉法人清心会に業務委託し、ちちぶ定住自立圏の事業として実施している。 ★登録者数：432名（令和元年12月末現在） ★相談件数：1,184件（令和元年12月末現在） ★就労者数：17名（令和元年12月末現在） ②ちちぶ定住自立圏の事業として事業委託している障がい者就労支援センターにより、就職準備支援・職場開拓・職場への定着支援を実施している。 ★定着支援件数：559件（令和元年12月末現在） ③障がい者就労支援センター（キャップ）の運営について、障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障がい者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労と生活の支援を総合的に行い、障がい者の職業的及び社会的自立と社会参加を促進するため、秩父地域内での障がい者の就労支援業務に精通し経験もある社会福祉法人清心会に業務委託し、ちちぶ定住自立圏の事業として実施している。 年に1回、市や保健所、支援学校、職業安定所、障害者団体等の関係機関が集まり、「キャップ運営会議」を実施している。令和元年度は令和2年2月13日（木）に清心会本部棟で行った。	①（障がい者福祉課）引き続き、障がい者就労支援センターを就労支援の窓口として設置し、障がい者の就労を支援していく。 ②（障がい者福祉課）引き続き、障がい者就労支援センターを通じて障がい者の就労定着の支援や、職場開拓等を実施していく。 ③（障がい者福祉課）引き続き、「キャップ運営会議」を通じて関係機関との連携や情報共有を行っていく。
2	障がい者雇用の促進	「秩父公共職業安定所」・「秩父地域雇用対策協議会」、「障がい者就労支援センター」、「秩父特別支援学校」をはじめとする関係機関との連携のもとに、障がいのある人の雇用の場の拡大をめざします。	①秩父公共職業安定所が実施する障がいのある人の就職相談や就職面接会への支援・協力 ②法定雇用率達成に向けた企業への働きかけ ③公的機関における障がいのある人の雇用促進 ④障害者優先調達推進法の促進	①秩父公共職業安定所から「秩父地域障害者就職面接会」への協力依頼を受け、秩父公共職業安定所や埼玉県、市町村、就労支援センター等の関係機関が合同で実施する就職面接会のスタッフとして職員を派遣している。令和元年11月15日（金）に秩父宮記念市民会館において開催された就職面接会に、障がい者福祉課の職員1名を派遣した。 ②秩父公共職業安定所や障がい者就労支援センターを通じて働きかけを行っている。 ③秩父公共職業安定所や障がい者就労支援センターを通じて促進を図っている。 ④「秩父市障がい者優先調達推進方針」を策定し、障害者就労施設から物品や役務を調達している。 ★清掃、苗木の購入、施設・管理等の役務：7件	①（障がい者福祉課）引き続き、「秩父地域障害者就職面接会」等の就労支援事業に参加し、秩父地域における障害者の就労の促進を図っていく。 ②（障がい者福祉課）秩父公共職業安定所や障がい者就労支援センターを通じて働きかけを行っていく。 ③（障がい者福祉課）秩父公共職業安定所や障がい者就労支援センターを通じて促進を図っていく。 ④（障がい者福祉課）引き続き、障害者優先調達推進法を促進していく。
3	雇用・労働施策との連携	雇用・労働に関する施策との連携により、障がいのある人の雇用促進と就労後の定着化の支援・促進を図ります。	①職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業との連携 ②トライアル雇用事業との連携 ③「障がい者就労支援センター」と連携しての就業体験の充実や就労後の定着支援の促進 ④「職親委託制度」の推進	①②③は、基本目標3-基本施策1-項1②に含まれる。 ④知的障がい者職親委託制度 知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間(原則1年)職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図ることを目的として実施している。 ★知的障がい者職親委託制度利用者数：3名 ★知的障がい者職親委託制度登録者数：6名	①②③（障がい者福祉課）引き続き、関係機関と連携して雇用促進や就労定着を図る。 ④（障がい者福祉課）引き続き、職親委託制度の利用を推進していく。

基本目標3 社会参加の促進をめざして
基本施策2 社会参加の促進

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(令和元年度見込み)	今後の方針 ※ () 内は担当課
1	社会活動の推進	障がいのある人に生涯にわたる学習の機会を提供できる場を確保します。また、地域住民との相互交流を図れる機会を充実させます。	①図書館での対面朗読サービスの提供や録音資料の貸し出し ②市内で行われる各種文化活動の広報 ③障がい者団体の文化活動への支援	①対面朗読サービスの提供 5回 対面朗読サービスボランティア養成講座 全6回 録音資料及び再生機器の貸出 録音資料の貸出数は、抽出方法がないため把握できない。再生機器の貸出0回 録音資料の作成 0回 録音資料の郵送貸出 5回(7点) ②市内で行われる各種文化活動については、ポスターや市報・ホームページ等で情報提供を行っている。 ③障がい者週間を含む12月4日から～13日までの間、市役所エントランスにおいて、障がい者の作品展を行った。	①(市立図書館)サービスの提供、ボランティアの養成講座とも継続していく。サービスの提供については、市報や図書館だよりなどを通じて広報していく。また、今後は「りんごの棚」の充実を図っていく。 ②(障がい者福祉課)引き続き、関係機関と連携して、文化活動に参加する機会を提供していく。 ③(障がい者福祉課)引き続き、障がい者の文化活動への支援を行っていく。
2	スポーツ・レクリエーション活動の振興	障がいのある人が日常生活の生きがいとしてスポーツやレクリエーションに参加できる機会を提供し、地域住民が一体となった活動の振興を図ります	①障がい者スポーツについての情報提供 ②障がい者スポーツの促進 ③水泳の指導を通じた障がい児の交流事業の実施	①障がい者スポーツ大会等の情報を窓口や関係団体に提供している。 ②令和元年12月7日(土)「ふれあいレクリエーションちちぶFUNピック」開催(会場:秩父特別支援学校) ちちぶFUNピック:誰でも気軽に楽しめるスポーツレクリエーションの体験会。昨年度実施した「ちちぶふれあいピック」を開催形式・名称を変えて実施(主催はふれあいレクリエーションちちぶFUNピック実行委員会。秩父市は委員として参加し後援) ★来場者数:133人 ★役員:45人 ③水泳の指導を通じた障がい児の交流事業を秩父市水泳連盟に委託して行っている。市営温水プールにおいて、年間24回行い、障がい者がスポーツに参加できる機会と交流の場を提供している。	①(市民スポーツ課・障がい者福祉課)市として情報発信可能な内容であれば、掲示版等も活用しながら引き続き案内していく。 ②(障がい者福祉課)引き続き、関係機関と連携して、障がい者のスポーツ参加の機会を支援していく。 ③(障がい者福祉課)引き続き、水泳を通じた障害児の交流事業を実施していく。

基本目標3 社会参加の促進のために
基本施策3 啓発活動の推進

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(令和元年度見込み)	今後の方針 ※ () 内は担当課
1	障がいへの理解の促進	障がいの多様な特性を理解し、障がいのある人とともに生きる社会をめざすため、地域住民や関係者へのさまざまな広報・啓発活動を行います。	①「あいサポート運動」の推進 ②各種行事における啓発活動の推進 ③発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等への理解の普及・啓発	①平成28年度から、ちちぶ定住自立圏事業としてあいサポート運動を実施。秩父市社会福祉協議会に事業委託し、研修会の開催等を行っている。 ★あいサポーター研修会開催数：5回(令和2年1月末現在) ★受講者：146名(令和2年1月末現在) ②手話奉仕員養成研修会や社協主催の講習会等で、あいサポート運動を紹介。研修への参加を呼びかけている。 ③発達障がいに関する主な支援内容・相談支援機関のフローチャートを市役所内窓口に配布	①②(障がい者福祉課) 引き続き、関係機関と連携して事業を実施していく。 ③(障がい者福祉課) 引き続き、発達障がいや難病、高次脳機能障がい、盲ろう者への理解の普及啓発を行っていく。
2	障がいのある人との交流機会の拡大	障がいの有無を問わず誰もが参加可能なイベントや交流事業を行い、障がいのある人と地域住民との交流機会の拡大を図ります。	①「保健センターまつり」等のイベントの開催	①「障がい」に捉われず、「地域共生社会」の実現に向けて、あらゆる団体が「知り合うことのできるイベント」として、これまでも慣れ親しんでいる「であいの広場」の名称を使用して令和元年10月6日(日)に羊山公園Bグラウンドにて、模擬店の出店などのイベントを開催。参加人数3,800人(主催者発表) ①令和元年6月2日(日)「保健センターまつり」開催(年1回) 健康相談、健康度チェック、骨密度測定、歯科相談(検診)、お薬相談、栄養相談、介護相談、医療画像展、試食コーナー、作品展示、販売、バザー、屋台囃子演奏、脳年齢測定、糖尿病自己チェック、ロコモ度テスト、その他 ★参加人数：1,300人	①(社会福祉協議会) 「地域共生社会」に向けた事業展開として引き続き実施していく。 ①(保健センター) 今後も保健センターまつりを継続して行っていくことで、障がい者と地域住民との交流機会の確保・拡大を図っていく。
3	福祉教育の推進	学校教育の場を通じて、障がいや障がいのある人について正しく理解し、助け合い・思いやりの心を持って行動できる力を身に付けるための教育活動を行います。	①福祉体験授業の開催 ②ボランティア体験の開催 ③特別支援学校・特別支援学級と通常学級との交流学習の実施・拡大	①市内ほとんどの小学校において、総合的な学習の中で、福祉分野について学習している。車いす体験や手話・点字等の学習等を行っている。 ②中学校では、夏休みを中心に社会福祉協議会で実施しているボランティア活動に積極的に参加している。 ③支援籍学習を中心に交流を行っている。秩父第一小学校では、秩父特別支援学校との交流学習を積極的に行っている。	①(学校教育課) 学校における福祉分野の学習について、体験学習を中心にさらに積極的に実施していく。 ②(学校教育課) 社会福祉協議会で実施しているボランティア活動に積極的に参加するよう、学校に働きかけていく。 ③(学校教育課) 支援籍学習等を通して、今後も積極的に実施していく。秩父第一小学校と秩父特別支援学校の交流も、引き続き実施できるよう支援していく。

(続)

基本目標3 社会参加の促進のために
基本施策3 啓発活動の推進

項	施策名	施策概要	具体的な施策	事業実績(令和元年度見込み)	今後の方針 ※ () 内は担当課
4	ボランティア活動の充実	障がいのある人への支援に、専門家だけではなく身近な地域の住民が参加できるよう、地域住民によるボランティアの育成やボランティア活動への支援を行います。	①ボランティア活動（募集、養成、登録）への援 ②ボランティアが活動するための拠点整備の支援 ③手話奉仕員養成研修の実施	①傾聴ボランティア講座 参加者数40人 保育ボランティア育成講座「ママのためのヨガ体験」 （保育ボランティア5人 こども8人 ヨガ体験参加者7人） 手話学習会等障がい関係ボランティア団体への情報提供及び助成支援 夏休みボランティア体験プログラムの実施（手話体験） ふれあいフェスタ開催 参加：18団体 来場者190人 ②ボランティア団体が活動するための福祉情勢会館の会場予約支援 さわやか相談室の貸出し 障がい関係施設での活動拠点の提供 ③平成27年度からちちぶ定住自立圏事業として埼玉県聴覚障害者協会に委託契約して手話奉仕員養成研修を実施を始めた。令和元年度については手話奉仕員養成研修に加え、手話奉仕員養成研修を修了した方等を対象に「埼玉県手話通訳者講習会【手話通訳Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】」を受講するための技術を養成する手話通訳者養成研修準備課程を実施した。 ★平成30年度 手話奉仕員登録者 0名 ★令和元年度 手話奉仕員登録予定者 5名 ★平成30年度 手話通訳者養成研修準備課程受講者（見込み）12名（申込者数13名）修了者数11名 ★令和元年度 手話通訳者養成研修準備課程受講者（見込み）4名（申込者数6名）修了者数4名 ※平成30年度は手話奉仕員養成研修の入門課程・基礎課程のうち入門課程のみを実施したことから、手話奉仕員養成研修の全課程を修了した方はいないため、平成30年度の手話奉仕員登録者は0名。 ※手話通訳者養成研修準備課程は受講審査を合格した方が受講できるため、申込者数と受講者数に差がある。	①（社会福祉協議会） ボランティア活動の担い手となる人材の発掘・育成につながるよう、魅力ある講座や研修、交流会等の開催を促進していく。 ②（社会福祉協議会） 新たな活動の担い手を発掘・育成するため、活動のきっかけとなる情報や体験の機会を提供していく。 ③（障がい者福祉課） 手話奉仕員を養成するとともに、手話通訳者を目標とするような事業を実施し、技術向上を図る。